

奈良県選挙管理委員会告示第百二二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定により、政治団体から提出のあった平成二十四年分の収支報告書について、清政会から訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規定により、平成二十五年十一月奈良県選挙管理委員会告示第七十二号（政治資金規正法に基づく収支報告書の要旨の公表）の一部を次のとおり訂正する。

平成二十六年三月二十五日

奈良県選挙管理委員会

委員長 白 井 皓 喜

清政会の項1中「収入総額	10,104,533」を「収入総額
9,229,533」を「本年収入額	3,561,707」を「本年収入額
2,686,707」を改め、回覧③中「寄付	3,561,433」を「寄付
2,686,433」を「個人分	3,451,433」を「個人分
2,576,433」を改め、回覧⑤中「年間五万円以下のもの	
2,651,433」を「年間五万円以下のもの	1,776,433」を改めらる。